

# 公益社団法人日本地震工学会研究委員会運営規程の運用細則

2012年12月7日制定

## 第1条（総則）

この細則は、日本地震工学会における研究委員会運営規程の運用上の留意点を記したものである。

## 第2条（委員の公募）

研究委員会の委員は会員からの公募および研究統括委員会、研究委員会委員長の推薦による。公募はホームページやメールニュースなど、学会の公的な広報媒体を通じて行う。

## 第3条（成果の公表とその方法）

活動の成果は、年度末の研究統括委員会への活動報告にとどまらず、広く活動の成果を広く会員や社会に周知し、成果を記録しなければならない。

2. 成果の公表の方法は、(1) 報告会・講習会・シンポジウムの開催、(2) 研究成果報告書の作成、(3) 大会、論文集への投稿、(4) 論文集特集号の企画と投稿、(5) 学会誌への報告、(6) ホームページでの報告、等とする。
3. 研究成果報告書の作成および報告会（または講習会・シンポジウム）の開催は必須とし、原則として委員会の設置期間内に行う。その際、企画内容と収支予算書を作成し、事前に研究統括委員会の承認を得る。
4. 報告会・講習会・シンポジウムの開催に伴う支出については、以下の通りとする。
  - ・委員会の委員が講師をする場合は無報酬とする。
  - ・旅費等に関しては、日本地震工学会旅費等支払い細則に従う。
  - ・外部から講師を招聘する場合は、日本地震工学会講演・講義等の謝礼支払細則に従う。

## 第4条（細則の改定）

この細則は研究統括委員会での審議を経て変更することができる。

## 附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。

## 付記事項

### 1.（委員の任期について）

研究委員会の委員の任期は、当初、2年であった。これは当初、研究統括を責務とする理事の任期が2年であるため、責任を持って活動を支えられる期間として、これに合わせて設定したものである。しかし、(1) 研究委員会の設置期間は3年以内であり、実際の研究委員会活動は十分な成果を挙げるため3年を設定している場合が多いこと、(2) さらに研究統括委員会の組織構成も調査研究担当理事を2名にするなどの対応がなされたこともあり、任期を原則として3年以内とすることとした。（2008年4月25日）。